

「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の概要

1 基本方針の見直しの経緯

(1) 制度の仕組み

獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 10 条において、農林水産大臣は、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）を獣医事審議会の意見を聴いて定めなければならないとされている。

また、同法第 11 条において、都道府県は、基本方針に即して、地域の実態を踏まえ、当該都道府県における「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を定めることができるとされている。

(2) 新たな基本方針の必要性

平成 12 年 12 月に策定された第 2 次基本方針は、その目標年度が平成 22 年度とされている。このため、獣医事審議会計画部会において基本方針の見直しについて審議が行われ、本年 8 月 31 日に平成 32 年度を目標年度とした新たな基本方針を公表したところ。

2 新たな基本方針の概要

(1) 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保

(ア) 獣医師の確保対策

- ・ 獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野に触れる機会を増大するとともに、これらの分野へ就業・定着を図る取組を推進
- ・ 獣医師の労働をめぐる環境を改善

(イ) 獣医療関連施設の相互の機能の連携等

- ・ 病性鑑定機能の充実等、口蹄疫のような家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化
- ・ 診療獣医師が防疫指導に係る知識・技術等の修得を図る機会を増大し、緊急時の防疫指導を実践する獣医師を養成
- ・ 診療獣医師が集団衛生管理技術、農場経営等に関する知識・技術の修得を図る機会を増大し、管理獣医師を養成

(2) 小動物分野における獣医療の確保

- ・ 新規獣医師が実践的な診療技術の修得等を図る機会を増大

(3) 獣医療に関する技術開発

- ・口蹄疫等の家畜伝染病の予防・まん延防止のための技術開発及びその成果の普及等について、産学官が連携して推進

(4) 獣医療に関する国民の理解を醸成

- ・食品の安全性や獣医療に対する信頼の向上を図るため、獣医療の果たす役割について国民の理解を深めるための取組を推進

(5) その他

- ・国及び都道府県は、取組状況について定期的に検証

08 文部科学省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0820040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大学獣医学部の設置の認可	都道府県	愛媛県
		提案事項管理番号	1033010
提案主体名	今治市、愛媛県		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」
制度の現状	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>四国には獣医師を養成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、協力者会議の提唱するコアカリキュラムを実施し、高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした製薬・動物関連企業等の立地を促進し、ライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>これまで、必要獣医師数はほぼ充足しているとの農林水産省の見解(直近では「獣医師の需給に関する検討会報告書」(平成19年5月31日))を踏まえ、文部科学省では、獣医関係学部の新增設、入学定員増について抑制方針をとっている。</p> <p>しかし、平成23年5月に公表された獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の報告書(文部科学省)では、「獣医師に対する社会的・国際的ニーズが供給を上回る状況が明らかとなった場合には、獣医系大学の入学定員の増加や学部の新設等について議論することも必要」とされている。また、同報告書の「獣医学教育を取り巻く状況の変化」の内容のほか、口蹄疫問題や鳥インフルエンザの感染の脅威、東日本大震災の被災地での家畜の扱い等から獣医師不足が顕在化しており、また、OIEからアジア地域の獣医学教育の水準を高めることが日本に求められているなど、社会的ニーズは明らかであると考えられる。</p> <p>このため、文部科学省に獣医学部の増設を要望したが、農林水産省の先の報告書では、前提条件によって獣医師の需給予測が異なるため、文部科学省としては判断できないとのことであった。一方で、農林水産省から要望があれば獣医学部の増設について前向きに検討するとの回答を文部科学省よりいただいているところである。したがって、文部科学省と農林水産省が連携し、至急獣医師の需要、供給、偏在等に関する調査・検討を行っていただき、その結果、必要性が認められれば獣医学部のない地域に限り、教育水準の高い大学獣医学部の新設を認めることを提案する。</p> <p>この獣医学部に産業動物・公衆衛生コース、研究者養成コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等を組み合わせ四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、協力者会議が提唱するコアカリキュラムを導入して、動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。</p>